

## 【表紙】

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 【提出書類】                | 訂正発行登録書  |
| 【提出先】                 | 関東財務局長   |
| 【提出日】                 | 平成28年 6月24日  |
| 【会社名】                 | 丸紅株式会社   |
| 【英訳名】                 | Marubeni Corporation   |
| 【代表者の役職氏名】            | 代表取締役社長 國分 文也  |
| 【本店の所在の場所】            | 東京都千代田区大手町一丁目 4番 2号<br>(注)平成28年 9月から本店は下記に移転する予定であります。<br>東京都中央区日本橋二丁目 7番 1号   |
| 【電話番号】                | 東京(03)3282-2111 (代)  |
| 【事務連絡者氏名】             | 財務部資本市場課長 石田 哲也  |
| 【最寄りの連絡場所】            | 東京都千代田区大手町一丁目 4番 2号  |
| 【電話番号】                | 東京(03)3282-2111 (代)  |
| 【事務連絡者氏名】             | 財務部資本市場課長 石田 哲也  |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債   |
| 【発行登録書の提出日】           | 平成27年 6月26日  |
| 【発行登録書の効力発生日】         | 平成27年 7月 6日  |
| 【発行登録書の有効期限】          | 平成29年 7月 5日  |
| 【発行登録番号】              | 27 - 関東101   |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】      | 発行予定額 300,000百万円   |
| 【発行可能額】               | 280,000百万円<br>(280,000百万円)<br>(注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出している。  |
| 【効力停止期間】              | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成28年 6月24日(提出日)である。   |
| 【提出理由】                | 臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定による)を平成28年 6月24日に関東財務局に提出した。この報告書の提出により、当該書類を平成27年 6月26日に提出した発行登録書の参照書類とする。                         |
| 【縦覧に供する場所】            | 丸紅株式会社 大阪支社<br>(大阪市北区堂島浜一丁目 2番 1号 新ダイビル)<br>丸紅株式会社 名古屋支社<br>(名古屋市中区錦二丁目 2番 2号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)<br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目 8番20号) |

**【訂正内容】**

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。